



東京電力パワーグリッド

2021年6月28日

さいたま市

東京電力パワーグリッド株式会社

埼玉総支社

ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定の締結について

さいたま市（埼玉県さいたま市、市長 清水 勇人）及び東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社（埼玉県さいたま市、総支社長 河野 誠）は、本日、「ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定」を締結しました。

本協定は、さいたま市のゼロカーボンシティ（2050年温室効果ガス排出実質ゼロ）の実現に向けて、環境・エネルギーの分野において、相互の連携を強化するものであり、エネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの導入拡大など、さいたま市の地域特性を踏まえつつ、ゼロカーボンシティ実現の絵姿を共に考え、共に創りあげていくことを目的としております。

さいたま市は、2019年7月に「SDGs 未来都市」に選定され、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能なまちづくりを先導する役割を担っており、2020年7月には、国に先駆けて、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。

その実現に向けて、2021年3月には、「さいたま市地球温暖化対策実行計画」の改定を行い、2050年の目指すべき姿（温室効果ガス排出実質ゼロ）並びにバックカastingによる2030年の目標及びその達成に向けた取組を位置づけ、脱炭素社会に向けた持続可能な都市の実現に向けた取組を進めております。

東京電力グループは、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源の脱炭素化のみならず、需要側での「電化の推進」による需給両面からの取組が重要と考えております。

また、さいたま市内においては、蓄電池や電気自動車（EV）、再生可能エネルギーなどの分散型エネルギーリソース（Distributed Energy Resources: DER）を近接の需要場所で活用する地産地消がカギになると考えており、送配電ネットワークを最大限に活用していかうでも高効率機器の普及促進とともに、デジタル技術を活用したエネルギーマネジメントの導入などを進めてまいります。

さらに気候変動対策とならんで自然環境や生物多様性の保全も重要な課題であることから、両者は首都圏における貴重な大規模緑地空間である見沼田圃等の保全や魅力の再発見につながるような取組などについても連携してまいります。

このように、今後エネルギー施策を契機に、様々な分野でも連携を図ることで、経済・社会が同時に成長するマルチベネフィットを創出し、脱炭素社会、循環型社会、レジリエントな社会の実現を目指してまいります。

「ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定」の概要は以下のとおりです。

【協定の概要】

次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) エネルギーの地産地消や面的利用等の推進に関すること
- (2) 再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大や脱炭素に向けたエネルギーへの転換（電化等）に関すること
- (3) レジリエンスの強化に関すること
- (4) 生物多様性など自然環境の持つ多様な機能の維持・向上に関すること
- (5) 上記を始めとした「地域循環共生圏」の実現を契機とする、環境・経済・社会の統合的取組の推進に関すること

さいたま市及び東京電力グループは、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、主体的・総合的に取組、地球温暖化防止と我が国の社会全体の進化・発展の両立に貢献してまいります。

別紙1：ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定書

別紙2：「ゼロカーボンシティ実現に向けたさいたま市と東京電力グループの連携事項」概要

以上

ゼロカーボンシティ実現に向けた 共創推進に関する連携協定書

さいたま市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、さいたま市のゼロカーボンシティ（2050年温室効果ガス排出実質ゼロ）実現に向けた持続可能な社会構築の推進に関し、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が環境・エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」の推進を通じて、再生可能エネルギー等の利活用や脱炭素化に向けたエネルギーへの転換に向けた施策を効果的かつ継続的に推進することで、脱炭素社会・循環型社会の実現及びレジリエンスの強化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。なお、各号に関する具体的な内容については、別途協議のうえ定める。

- (1) エネルギーの地産地消や面的利用等の推進に関すること
 - (2) 再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大や脱炭素化に向けたエネルギーへの転換（電化等）に関すること
 - (3) レジリエンスの強化に関すること
 - (4) 生物多様性など自然環境の持つ多様な機能の維持・向上に関すること
 - (5) 上記を始めとした「地域循環共生圏」の実現を契機とする、環境・経済・社会の統合的取組の推進に関すること
- 2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲及び乙の合意の上、決定するものとする。
- 3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。
- 4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社の実施させることができる。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、この協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の60日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及び必要な事項については、この協定の趣旨に従い、両当事者間で別途協議し、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

2021年6月28日

甲：さいたま市
さいたま市長

乙：東京電力パワーグリッド株式会社
埼玉総支社長



脱炭素化

- 二酸化炭素排出量の大幅削減
- 再生可能エネルギー等の利用拡大
- エネルギーへの転換（電化等）

レジリエンス強化

- エネルギーセキュリティ強化
- 地域（行政・企業）連携によるBCPの向上

デジタル技術の活用

- IoT（ブロックチェーン）の活用
- 電力データの活用等

都市エネルギーモデルの構築

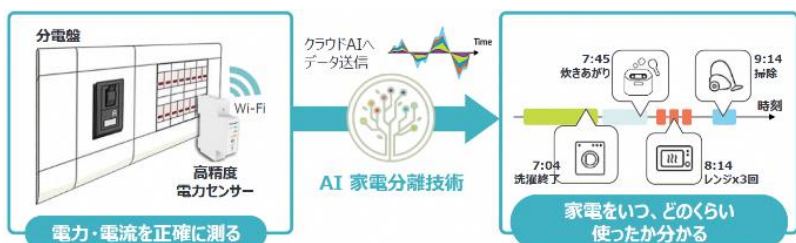
- 送配電ネットワークの最大活用とエリアでの統合的なエネルギー管理による電気・熱の最適運用
- 非常時は、送配電ネットワークから独立してエリア内で電力融通するなどレジリエンス強化を指向

公共施設を核としたエネルギーの地産地消モデルの構築

- 廃棄物発電や再生可能エネルギーの有効活用に関する連携
 - 送配電ネットワーク(自己託送など)
 - 分散型エネルギーリソース
 - エネルギー管理システム

DXと脱炭素化 (デジタル技術の活用)

- 分散型エネルギー導入拡大に資する電力見える化や需給両面に貢献するオープンプラットフォームの検討
- 業務・家庭部門におけるPPA※モデルの検討
※Power Purchase Agreement「電力販売契約」の略
- 電力と行政がもつインフラデータを連携し、安心安全につながるサービスを検討



生物多様性・自然保護分野

- 見沼田圃等の自然環境の保全・活用
(尾瀬の自然保護の知見を活かした環境教育や生物調査など)

系統接続の検討

都市間連携の推進

- 再生可能エネルギー等の利活用を通じた都市間連携



公民学共創による「エネルギーの地産地消」イメージ

